

三 当用漢字字体表（国語審議会）

昭和二十四年四月二十八日、内閣告示第一号・同訓令第一号で公布された。同表は、昭和二十三年六月一日の第十四回国語審議会総会で議決され、文部大臣に答申されたもので、当用漢字一八五〇字のそれぞれについて、その字体の標準を定めたものである。第十四回国語審議会総会での安藤主査委員長の報告（本資料に付として収載）には、当用漢字字体表における字体選定の目安が次のように説明されている。すなわち、「まえがきの第二項には、「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめやすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりましょうし、単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典か何かに準拠をもとめるというのも一案であります。しかし本主査委員会におきましては、わが国における国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においての点であります。…中略…わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにもなさない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちにも、うそ字を書いて平気である人が少くありません。そういう人たちは、すでに、漢字をまちがいに書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない人たちは、どうしたならばまちがいに書けるかに苦心しているのです。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。」ということであった。

本資料集所収の当用漢字字体表（原本B6判）は、文部省教科書局国語課が刊行したものによったが、収録に当たって原本を拡大（一六六％）した。

当用漢字字体表

付 国語審議会総会における主査委員長報告

文部省教科書局国語課

当用漢字字体表の実施に関する件

さきに、政府は、現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字とその音訓との範囲を定めて、当用漢字表および当用漢字音訓表を告示した。しかしながら、漢字を使用する上の複雑さは、その数の多いことや、その読みかたの多様であることによるばかりでなく、字体の不統一や字画の複雑さにももとづくところが少くないから、当用漢字表制定の趣旨を徹底させるためには、さらに漢字の字体を整理して、その標準を定めることが必要である。

よつて、政府は、今回国語審議会の決定した当用漢字字体表を採択して、本日内閣告示第一号をもつて、これを告示した。今後、各官庁においては、この表によつて漢字を使用するとともに、広く各方面にその使用を勧めて、当用漢字字体表制定の趣旨の徹底するように努めることを希望する。

昭和二十四年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣告示第一号

現代国語を書きあらわすために日常使用する漢字の字体の標準を、次の表のように定める。

昭和二十四年四月二十八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

当用漢字字体表

ま え が き

- 一、この表は、当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである。
- 一、この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。
- 一、この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、

筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。

〔備考〕

一、この表は、当用漢字表の配列に従い、字体は、活字字体のもとになる形で示した。
二、この表の字体には、(一)活字に従来用いられた形をそのまま用いたもの、(二)活字として従来二種以上の形のあった中から一を採ったもの、(三)従来活字としては普通に用いられていなかったものがある。この表では、(三)のうち著しく異なったものには、従来の普通の形を下に注した。

(二)の例

効效 叙敘叙 姉姊 略畧 島嶋
冊册 商商 編編 船船 満満

(三)の例

(1) 点画の方向の変わった例

半半 兼兼 安安 羽羽

(2) 画の長さの変わった例

告告 契契 急急

(3) 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例

拜招拜招 全今全今 抜友抜友

月期朝青宵月期朝青宵 起記起記

(4) 一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例

者者 黄黄 郎郎 歩歩 成成

黒黒 免免

(5) 全体として書きやすくなった例

亞亞 俟儉 児兒 昼晝

(6) 組立の変った例

黙黙 勲勳

(7) 部分的に省略された例

応應 芸藝 県縣 疊疊

(8) 部分的に別の形に変った例

広 廣 転 轉

〔使用上の注意事項〕

一、この表の字体は、活字字体のもとになる形であるから、これを、みんちょう体、ゴシック体その他に適用するものとする。

二、この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次の通りである。

(1) 長短に関する例

雨雨 一商商 戸戸 無無

(2) 方向に関する例

風風 比比 仰仰

言言言 不不 主主

糸糸 年年

(3) 曲直に関する例

アア 手手 空空

(4) つけるかはなすかに関する例

又又 文文 月月 果果

(5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例

奥奥 隊隊 公公

角角 骨骨

木木 来来 牛牛 糸糸

(6) その他

北北 女女

人人 入入 令令

(この印刷は、官報に発表されたものによっているので、表の文字の配列は、ページごとに左上から始められている。)